

「指定就労継続支援B型事業所 重要事項説明書」

あなたに対する就労継続支援B型サービスの提供開始にあたり、厚生労働省令に基づいて当事業所があなたに説明すべき内容は次の通りです。

1. サービスを提供する事業者

名称	株式会社 ぴーすけあ
所在地	神奈川県横須賀市根岸町 3-14-25 グレイス5 101号
電話番号	046-874-5237
代表者氏名	武藤 優子
法人の設立年月	平成22年12月8日

2. 利用事業所

事業所の種類	就労継続支援B型事業所 指定日 令和4年10月1日 事業者番号 1411902925
事業所の名称と目的	障害福祉サービス事業 事業所名：ピースコミュニティ 障害福祉サービス及び適正な指定就労継続支援B型の提供
主たる対象者	身体障害・知的障害・精神障害・難病等対象者
事業所の所在地と連絡先	事業所住所：横須賀市根岸町2-21-16房総ビル3階 TEL：046-833-5090 FAX：046-833-5091
管理者	三國 真人
サービス管理責任者	吉川 純平
事業の実施地域	横須賀市、三浦市、逗子市、三浦群葉山町
事業所の開設年月日	令和4年10月1日
利用定員	20人
第三者評価	実施の有無：無
自己評価	実施の有無：無

3. 事業所の運営方針

- 1) この事業所が実施する事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者に対して就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。

- 2) 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3) 事業の実施にあたっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 4) 事業の実施にあたっては、自ら提供する指定就労継続支援B型の事業の質の評価を行い、常にその改善に努めるものとする。
- 5) 事業の実施にあたっては、前4項の他、関係法令等を遵守する

4. 従業者の配置状況

従業者の配置については、厚生労働省の定める指定基準を遵守しています。当事業所では、利用者に対して指定障害福祉サービスを提供する者として、下記の職種の従業者を配置しています。

<主な従業者の配置状況>

【ピースコミュニティ（就労継続支援B型事業）】

職種	員数	常勤		非常勤		常勤換算
		専従	兼務	専従	兼務	
1. 管理者	1.0		1.0			1.0
2. サービス管理責任者	1.0		1.0			1.0
3. 職業指導員		2.0				2.0
4. 生活支援員		1.0		3.0		2.5

※職務内容

- ・ 管理者：管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元化に行うものとする。
- ・ サービス管理責任者：サービス管理責任者は、事業所ごとに障害福祉サービスの提供にかかるサービス管理を行うものとする。
- ・ 生活支援員：利用者の生活指導及び生活訓練に関する業務に従事する。
- ・ 職業指導員：職業指導員は、作業訓練における各個人の課題を見極め、作業スキルの習得・向上に関することに従事する。

※常勤換算とは

職業指導員、生活支援員それぞれの週あたりの勤務延べ時間数の総数を当事業所における所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

例) …1日4時間、週5日勤務の職業指導員、生活支援員（1週間で20時間勤務）が5名いる場合、常勤換算では、2.5名（4時間×5日×5名÷40時間=2.5名）となります。

職 種	
1. 職業指導員、生活支援員の直接サービス提供に関わる職員	① 当事業所では、上記のとおり指定基準上求められる職員の配置を上回る、職員体制（7.5：1）でより質の高いサービス提供に努めております。

※①「人員配置体制加算」の算定（都道府県等への体制の届出）状況に応じて人員体制を説明します。

5. 営業日及び営業時間

営業日	営業時間	休日
月～土曜日	9時30分～17時00分	日曜日、祝日 年末年始（12/31～1/3）

※サービス提供時間は9時30分から15時30分まで

6. サービスの内容

サービスの種類	サービスの内容
相談及び援助	利用者及びその家族が希望する生活や、利用者の心身を把握し、適切な相談、助言、援助等を行う。
訓練	事業所における就労機会の提供と共に、一般就労に必要な知識・能力向上のために、利用者の特性を踏まえ、それぞれに必要な訓練を生産活動として行う。
生産活動	<p>① 事業所内での飲食の調理、提供</p> <p>② アート作品（PCソフトを使用したデジタルアート、Tシャツ等）の制作、販売、展示</p> <p>③ 施設外就労</p> <p>その他、事業所内外での請負作業等 〈工賃の支払〉</p> <p>事業所は、利用者が生産活動に従事した場合は、当該利用者に対し、別に定める工賃支給規程（※別紙参照。）に基づき、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払うものとする。</p>
職場実習・施設外就労 施設外支援	個別支援計画に基づき、利用者の就労に対する意向や適性を踏まえ、公共職業安定所、障害者就労・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携し、職場実習、施設外就労、施設外支援の受け入れ先の確保に努める。
職場定着	公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援を継続する。
健康管理	利用者の健康状況を常に注意し、協力医療機関やそれぞれの主治医等と連携して健康管理のために適切な支援や助言を行う。
求職活動	公共職業安定所での求職登録等、利用者が行う求職活動の支援を行う。また、公共職業安定所、障害者就労・生活支援センター及び特別支援学校などの関係機関と連携して、利用者の就労に関する適性や要望に応じた職場開拓に努める。
訪問支援	常時サービスを利用している利用者が、心身等の状況変化により5日以上連続して利用がなかった場合は、個別支援計画に基づき居宅へ連絡、訪問して利用状況を確認し、合意の上で支援を行う場合がある。
在宅就労支援	通所困難な利用者につき、就労の機会を提供するとともに生産活動その他の活動の機会を提供し、その知識及び能力の向上の為に必要な訓練、緊急時等の対応、その他の必要な支援を行う。

7. 利用料金

(1) 訓練等給付費対象サービス内容の料金

訓練等給付によるサービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める額）のうち、利用者負担額（1割相当）を控除した額が訓練等給付費の給付対象となります。事業者が訓練等給付費等の給付を市町村から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の1割相当の額を事業者にお支払いいただきます。（定率負担または利用者負担額といいません）なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

(2) 訓練等給付費対象外サービス内容の料金

項目	サービス内容	金額
就労に向けての支援に必要な諸経費	就労や実習に向けての支援のうち負担して頂くことが適当であるものに掛かる費用を頂きます。	実費
日常生活上必要となる諸経費	利用者の日常生活品の購入代金等や日常生活に要する費用で、負担して頂くことが適当であるものに掛かる費用を頂きます。 ① 日用品費 ② 保険衛生費 ③ 教養娯楽費	実費
社会生活上の便宜の供与等	日常生活に必要な行政機関等への手続き等について、利用者又は家族が行うことが困難な場合、支援相談員、関連関係各所と協力しながら、改善へとつなげます。	実費
送迎	原則行わない	
昼食	専門の調理職員が調理した食事を提供（1食/日）	実費（*）

- 1) サービス提供にあたり、就労継続支援B型個別支援計画書の作成し、最低でも6ヵ月毎にモニタリングを行う。利用者の同意をいただき、個別支援計画書の写しは利用者に交付する。
- 2) 通勤に係る交通費：事業所からの補助、助成は無し。市町村が実施する助成制度や、交通機関各社の割引制度をご利用いただく。
- 3) その他、生産活動に係る備品や消耗品は事業所が準備し、負担する

*別紙、食事提供費用徴収基準による。

8. サービスに係る設備等の概要

(1) 事業所設備の概要

事業所設備の種類	【就労継続支援B型事業】
訓練・作業室	下記全て指定申請書の図面通り 70.1 m ²
相談室	5.8 m ²
洗面所	1.8 m ²
便所	●大（車椅子可）1.8 m ² ×1カ所 ●普通 1.2 m ² ×1カ所
厨房	16.3 m ²
消火その他災害対応	避難器具（オリロー）・自動火災報知機・消火器等

*当事業所では、横須賀市条例が定める基準により、指定障害福祉サービス（就労継続支援B型事業）のサービス提供に設置が義務づけられている設備です。これらの利用については、利用者にご負担いただく費用はありません。

9. 工賃

(1) 基本的な考え方

事業者は、生産活動における事業収入から必要経費を控除した額(収益)に相当する金額を、生産活動に従事された利用者に工賃として支払います。

(2) 工賃支給額

① 基本工賃:

利用開始から6ヶ月間は、時間あたりの基本工賃は一律200円です。

6ヶ月後からは、次の評価基準7項目について、作業能力・作業態度・出席日数等を踏まえて個々に総合的に達成度を考慮し、各達成項目につき1ポイントずつ加点した合計に50円を掛けた額が個々の時間あたり工賃となります。その月の作業時間を時間当たり工賃に掛け合わせた金額を支給いたします。

	評価基準
1	指示や説明を聞いて作業を進める事ができる
2	時間や約束事(ルール)を守ろうとすることができる
3	特別な事情のない限り、朝礼や掃除、片付けなどの共同作業に取り組む事ができる
4	自分に分担された仕事を最後まで丁寧にやりとげようとする事ができる
5	質問をしたり、自分から作業を見つけ出して仕事を進める事ができる
6	他の人と協力し合いながら仕事を進める事ができる
7	重要度の高い仕事、社外との取引やプロジェクトに参加し、実績を意識しながら積極的に業務に取り組む事ができる。

② 期末手当:

事業所の生産活動収入から必要な経費を控除し、期末日(9月30日)を基準日として決算をした結果、月の工賃を支払ってもなお残額が生じる場合、下記項目について職員間で審議の上、期末手当として支給するものとする。

- ・ 個々に取り組んだ成果品の販売額と全体収入の比率
- ・ 全体収入への協力態度や取組みへの心構え
- ・ 苦手な事や新しい事へ挑戦しようとする姿勢

(3) 工賃支給額の見直し、決定

- ① 工賃は(1)の収益状況を勘案し、(2)の①基本工賃②精勤手当③特別手当のそれぞれについて、年2回(4月、10月)に見直しを行い、翌々月から修正した工賃を採用します。
- ② 基本工賃は、作業能力・作業態度・出席日数等から判断し、スタッフ間の協議の上で変更することがあります。
- ③ 基本工賃の変更に対して異議がある場合は、スタッフに申し出ることができます。申し出があった場合は、スタッフは誠意を持って対応し、理解を得た上で、再度、基本工賃を決定します。
- ④ 作業能力・作業態度・出席日数等を考慮し、基準で定めている金額に当てはまらない場合は、基準で定めている金額の間の工賃を定める場合があります。
- ⑤ 基本工賃の評価基準はあくまで目安であり、記載されている以外の要素によって基本工賃が変更となる場合があります。

10. サービスの利用に当たっての留意事項

設備・器具の利用	事業所内の設備、器具は本来の用法に従って利用する事。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただく事があります。
貴重品の管理	貴重品は、利用者の責任において管理する事。自己管理の難しい方については貴重品を事業所に持ち込まないでください。
宗教活動・政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は当然自由ですが、職員及び他の利用者に対する宗教活動・政治活動、営利活動はご遠慮下さい。
火気・危険物の持ち込み	指定した場所以外で火気を用いることや、危険物を持ち込む事は固くお断りいたします。
喫煙	不可。外の喫煙場所にて、お願いします。
携帯電話の使用	携帯電話は、電源を切るかマナーモードにし、作業活動中の通話やゲーム操作等をご遠慮ください。緊急時以外の使用は所定の場所で、休憩時間をお願いします。
禁止行為	<ul style="list-style-type: none"> ① 暴力・暴言・自傷・飲酒・酒気帯び・危険物の持込み・金銭貸借・商売・強要・セクシャルハラスメント・つきまとい・詮索・拒絶・けんか・口論・中傷などで他人に迷惑をかけること、あるいは作業を妨げること。 ② 利用者同士で連絡先の交換をすること。 ③ 利用者同士の金銭の貸し借りや物品の授受 ④ 通所することによって知り得た他者の個人情報をお口外すること。 ⑤ 通所中に無断で事業所を離れること。 ⑥ 事業所内で許可なく私物を製作修理し、又は室内の物品を許可なく室外に持ち出すこと。 ⑦ 本事業所の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。 ⑧ 本事業所の運営に著しく支障をきたすこと。 ⑨ その他事業所の規則で禁じていること。

これらの留意事項をお守り頂けない場合や、度重なる忠告にも関わらず他の利用者への迷惑行為があるとスタッフが判断した場合は、利用を中止とさせて頂く場合がございます。

●その他

- ① 通勤途中の事故・怪我
- ② 職員の指示に従わない事により起きた事故・怪我等
- ③ 本人特有のこだわりや自傷行為等に起因する事故・怪我等
- ④ 利用者同士のトラブルによる事故・怪我、食事時の誤嚥等による事故・怪我等

上記のような職員の過失によらない不慮の事故・怪我等については、賠償責任を一切負いかねますので予めご了承下さい。

11. 緊急時・事故発生時における対応方法

1) 事業所の従業員は、緊急時・事故発生時に対する具体的計画を立て（マニュアルを作成して）、就労継続支援B型事業の提供を行っているときに利用者に病状等の急変が生じた、その他必要な場合は、速やかにご家族、協力医療機関や近隣の医療機関への連絡を行うとともに管理者に報告するなどの必要な措置を講じるものとする。

2) 協力医療機関：名称）秋山医院

住所）横須賀市根岸町1-9-9 久里浜スカイマンション2階

電話）046-833-0558 *ピースコミュニティから徒歩150m

1 2. 非常災害対策

非常時の対応	別途に定める消防計画等により対応する。
平時の訓練	別途に定める消防計画等により、年2回、避難・防災訓練等を利用者の方も参加し実施する。
防災設備	避難器具（オリロー）
消防計画	消防署への届出日：令和4年9月20日 変更届出日：令和5年4月1日 防火管理責任者：三國 真人
保険加入	事業活動総合保険（あいおいニッセイ同和） 業務災害補償保険（同上）

1 3. 苦情・虐待の受付等について

(1) 当事業所における苦情（虐待）の受付

当事業所における苦情（虐待）やご相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情（虐待）受付窓口ピースコミュニティ事務局（連絡先：）046-833-5090

○受付時間 毎週火曜日～土曜日 9：00～17：00

○苦情（虐待）受付担当 氏名 三國 真人 [職名]管理者

○苦情（虐待）解決責任者 氏名 同上 [職名]同上

○第三者委員 氏名 武藤 弘 [所属] 法人業務統括部長

(連絡先：) 046-874-5237

○横須賀市虐待防止センター (電話：046-822-8249)

(2) 行政機関その他の苦情受付機関

○かながわ福祉サービス運営適正化委員会（相談専用電話：045-311-8861）

(E-mail：tekisei@knsyk.jp)

○横須賀市役所 障害福祉課 (電話：046-822-8248)

その他居住地につきましては、障害福祉担当部署にご相談ください。

1 4. 虐待・身体拘束防止のための措置に関する事項

事業所は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ対応を図るために次の措置を講じなければならない。

- 1) 虐待・身体拘束の防止に関する責任者の選定 [管理者：三國 真人]
- 2) 虐待・身体拘束防止委員会の実施且つ委員長の選定 [管理者：三國 真人]
- 3) 成年後見制度の利用支援
- 4) 苦情解決体制の整備
- 5) 従業者に対する虐待・身体拘束の防止を啓発・普及するための研修の実施

1 5. 感染症・食中毒等の対策

- 1) 事業所は、感染症・食中毒の発生及び蔓延の予防等の為、委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練を実施する。実施の結果等は従業者への周知徹底を図る。
- 2) 事業所は、感染症・食中毒が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築する為、業務継続に向けた計画の策定に努め、研修の実施、訓練を実施する。実施の結果等は従業者への周知徹底を図る。

1 6. 利用者の記録や情報の管理、開示について

事業者は、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示する。

*本事業所における記録の項目は次のとおりです。

- 1) 個別支援計画
 - 2) サービス提供の具体的な内容
 - 3) 利用者の障害の状態ならびに給付等の受給状況について、厚生労働省令で義務付けられた市町村への通知事項
 - 4) やむを得ず身体拘束等を行った場合の状況や緊急やむを得ない理由など
 - 5) 利用者からの苦情の内容
 - 6) 事故の状況及び事故に際しての対応
- ◆ 記録等の保存期間は、サービス提供完了日から5年間です。

1 7. 秘密の保持と個人情報の保護について

①利用者及びその家族に関する秘密の保持について。

- ・事業者は、利用者及び家族等の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「福祉関係事業者における個人情報の適正な取り扱いの為のガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとする。
- ・事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏洩しない。
- ・この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後も継続する。
- ・事業者は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後も、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

②個人情報の保護について。

- ・事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとする。
- ・事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行う。

以上、指定障害福祉サービス（就労継続支援B型事業）の提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

【事業者名】株式会社ぴーすけあ 【事業所名】ピースコミュニティ

説明者職名 _____ 氏名 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定障害福祉サービス（就労継続支援B型事業）の提供及び利用の開始に同意しました。

・説明及び同意日 令和 年 月 日

・サービス提供開始日 令和 年 月 日

【利用者】

住所 _____

氏名 _____ 印